

令和5年度藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金

(強制循環型太陽熱利用設備)

令和5年度において事業終了予定です。

交付申請

1 申請受付期間

令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※予算額に達した日に受付を終了し、達した日に受付した交付申請の中から、抽選により受付順を決定します。

実績報告最終締切日：令和6年4月10日(水)

2 補助対象者

次の(1)から(6)のすべてに該当する方が補助対象者です。

- (1) 市内の住宅(併用住宅含む)に強制循環型太陽熱利用設備を設置する方※未使用に限る
- (2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定をうけた強制循環型太陽熱利用設備(空気集熱型を含む)を設置する方
- (3) 交付申請時に未着工である方
※令和5年4月1日から6月1日までに着工した場合は、着工済みでも対象とします。なお、その場合においては、6月末までに交付申請をお願いいたします。
- (4) 納付すべき市区町村税を滞納していない方
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方(申請時の宣言でも可)
- (6) 過去に本補助金の交付を受けていない方

3 補助対象経費

強制循環型太陽熱利用設備の購入及び設置工事に要する経費

4 補助金額

補助対象経費の10分の1の額(上限5万円)

※千円未満は切り捨て

5 提出書類

次の(1)から(7)のすべてを揃えて提出してください。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 工事内容内訳書(別紙1)
- (3) 3ヵ月以内に発行された市区町村税の滞納がないことの証明書(完納証明書等)

市役所納税課で発行

- (4) “もったいない” エコファミリー宣言+My COOL CHOICE in ふじえだ賛同書
- (5) 強制循環型太陽熱利用設備の設置場所、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日及び工事内容が確認できるもの（工事契約書、注文請書の写し等）
- (6) 強制循環型太陽熱利用設備の購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかるもの（見積書の写し等）
- (7) 強制循環型太陽熱利用設備のシステム型式、認定番号がわかる書類（カタログ等）

6 留意事項

- ・「交付決定通知」が届いてから着工までの間に「設置予定箇所の着工前写真（カラー、交付申請者及び撮影日が記載されたボード等が写るもの、新築住宅の場合は建築予定地の写真）」をあらかじめ撮影ください。実績報告時にご提出いただきます。
- ・提出書類の確認が完了次第、申請者へ「交付決定通知書」を郵送いたします。なお、提出書類の確認に2週間程度かかるため、早めの申請をお願いいたします。

変更（中止）承認申請 ※必要な方のみ

1 申請が必要な場合

次の（1）から（3）のいずれかの理由により、交付申請の内容を変更又は中止する場合

- (1) 交付申請の内容を変更する場合（設置機器の変更等）
 - (2) 強制循環型太陽熱利用設備の設置を中止する場合
 - (3) 実績報告の提出が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した場合
- ※いずれかに該当することが判明した場合、速やかに変更（中止）承認申請を行ってください。

2 提出書類

次の（1）から（4）のすべてを揃えて提出してください。※中止の場合は（1）のみ

- (1) 変更（中止）承認申請書（第3号様式）
- (2) 変更後の工事内訳書（別紙1）
- (3) 変更後の強制循環型太陽熱利用設備の設置に係る費用の内訳がわかるもの（見積書の写し等）
- (4) その他、変更内容が確認できるもの

実績報告・請求

1 提出期限

「設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日」又は
「令和6年4月10日」のいずれか早い日

※期限を過ぎた場合、交付の決定を取り消す場合があります。

2 提出書類

次の(1)から(6)のすべてを揃えて提出してください。

- (1) 実績報告書(第5号様式)
- (2) 請求書(第7号様式) 提出日・日付・文書番号は空欄でご提出ください。
- (3) 補助金振込先の金融機関・支店名、口座種別・番号、名義人がわかるもの(通帳の写し等)
- (4) 強制循環型太陽熱利用設備の購入及び設置工事に係る領収書の写し又は金銭消費貸借契約証書の写し
- (5) 強制循環型太陽熱利用設備設置前の設置予定箇所の写真(カラー)
(撮影日・申請者名が記載されたボード等と併せて撮影、新築住宅の場合は建築予定地の写真)
- (6) 対象システムの設置状態がわかる写真またはカラー印刷物
(建物全体、集熱器、蓄熱槽が確認できること)
- (7) 強制循環型太陽熱利用設備の保証書の写し又は銘板の写真(カラー)

3 留意事項

- ・提出書類の確認が完了次第、申請者へ「交付確定通知書」を郵送します。なお、提出書類の確認に2週間程度かかるため、早めの報告をお願いいたします。
- ・通知書郵送後3～4週間を目途に振込先口座へ補助金を振り込みます。

提出・問合せ先

以下の窓口へ郵送または直接提出してください。
何かご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

【担当窓口】

藤枝市役所 南館3階 環境政策課
〒426-0026

藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階

電話番号：054-643-3183 / FAX番号：054-631-9083

メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp